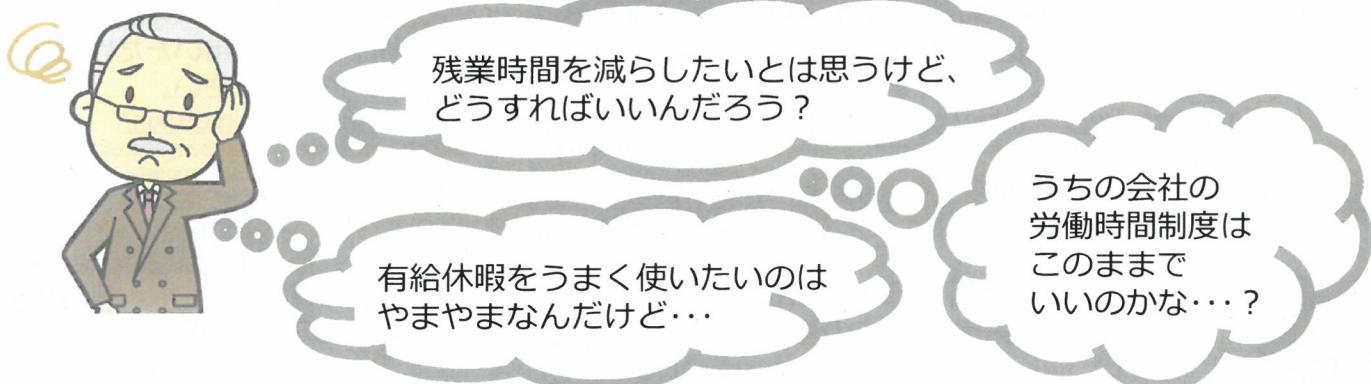


中小企業事業主のみなさまへ

## 「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置しました。 (☎ 06-7670-4921)

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、  
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ⌚ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ⌚ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ⌚ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ⌚ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。  
労働基準監督署が行う立ち入り調査とは異なります。



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

**受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）**

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

労働基準監督署一覧

検索

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参考下さい。



厚生労働省・兵庫労働局・尼崎労働基準監督署

## 働き方改革推進支援センターのご案内（平成30年4月23日開設）

「非正規雇用労働者の待遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。

◆社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や

電話相談により、技術的な支援を提供します。

◆セミナー、出張相談会も随時開催します。

電話番号 078-806-8425



## 時間外労働等改善助成金のご案内（平成30年4月～）

### ① 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げるなどを支援します。

### ② 勤務間インターバル導入コース

休憩時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休憩時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休憩時間を設けるもの

### ③ 職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

### ④ テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

上記①～③についてのお問合せ先 兵庫労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ 078-367-0700  
上記④についてのお問合せ先 テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479

## 人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。  
詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。  
(URL) [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/)

## ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

診断  
スタート！

◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。  
(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン  
タブレットでも



## 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。  
(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン  
タブレットでも



## 「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。  
(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン  
タブレットでも

